

第四十三回 参議院 商工委員会 會議 録 第五号

昭和三十八年二月七日(木曜日)

午前十時二十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 赤間 文三君
理事 岸田 幸雄君
近藤 信一君
向井 長年君

委員

上原 正吉君
川上 為治君
豊田 雅孝君
久保 等君
榎 繁夫君
松澤 兼人君
二宮 文造君
奥 むね子君

政府委員

総理府総務長官 徳安 實藏君
通商産業 政務次官 上林 忠次君
通商産業省 重工業局長 島田 喜仁君
中小企業庁長官 樋詰 誠明君
事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件

○プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○産業貿易及び経済計画等に関する調査(昭和三十八年度通商産業省の施

策に関する件)

○委員長(赤間文三君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合せの協議事項について御報告申し上げます。

本日の委員会はプラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取する、また私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明を聴取する、それから昭和三十八年度通商産業省の施策に対する質疑を行なうことになりましたので、以上御了承を願います。

○委員長(赤間文三君) 次に、一昨日予備審査のため、本委員会に付託をせられたプラント類の輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。上林通商産業政務次官。

○政府委員(上林忠次君) プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨を御説明いたします。

最近における世界の貿易構造が、東南アジア諸国等の低開発諸国の開発計画の進展に伴い、重化学工業品の輸出に重点が移りつつあることは、御承知のとおりであります。このような情勢に即応して、今後我が国の貿易規模を拡大していくにあたって最も有力なものは、プラントの輸出であると確信する次第であります。すなわち、プラント

トの輸出は、一件当たりの契約規模が巨額であるのみならず、技術の輸出を伴うものとして外貨手取率、付加価値率とも引きあわせて高く、また、相手国に与える経済協力効果、市場開拓効果

がきわめて大きいものがあり、その意義はきわめて重要であります。このようなプラント輸出の重要性にかんがみ、政府は、すでに日本輸出入銀行の融資、輸出保険制度の運用、延べ払い条件の緩和等の措置を講ずるとともに、昭和三十四年六月プラント類輸出促進臨時措置法を制定し、プラント類の輸出者等がいわゆるコンサルティンクの欠陥によってこうむる損失

の一部を政府が補償することとし、我が国のプラント輸出の促進に努力を傾注してきたのであります。

しかるに、同法は、四年間の限時法でありまして、昭和三十八年三月三十一日限りで効力を失うことになっております。政府といたしましては、同法の有効期間を四年延長し、昭和四十二年三月三十一日までとするにとともに、同法がプラント輸出の促進に一そ

う有効なものとなりますように、同法の対象となるプラント類輸出契約の範囲を拡大することといたしたく、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞよろしく御審議の上御賛同下さいませようをお願い申し上げます。

○委員長(赤間文三君) 以上で提案理由の説明は終了をいたしました。事後

の審査は、これを後日に譲ることにといたします。

○委員長(赤間文三君) 次に、一昨日予備審査のため本委員会に付託をせられた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(徳安實藏君) ただいま議題となりまして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本改正案の内容は、公正取引委員会事務局の定員を現行より六名増加し二百五十一名としようとするものであります。

これは第四十四回国会において不当景品類及び不当表示防止法を成立させていただきました際の附帯決議の主旨を尊重し、また消費者物価対策の一環としての違法な価格協定の取り締まりの強化のためそれぞれ経済部四名、審査部に二名、計六名を増員しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませよう、お願いいたします。

○委員長(赤間文三君) 以上で提案理由の説明を終りました。自後の審査はこれを後日に譲ることといたします。

○委員長(赤間文三君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

昭和三十八年度通商産業省の施策に関する件の調査を進めます。政府側からの出席の方は、上林通商産業政務次官、樋詰中小企業庁長官、森口商務課長、秋山商業課長、今のところ以上でございます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○松澤兼人君 いろいろと御都合があるようでございますが、ごく簡単に大きな問題だけお尋ねいたしまして、詳細についてはまた後日に譲りたいと思

います。

第一の問題は、最近いろいろ新聞で問題となっておりますスーパーマーケットに関する問題であります。スーパーマーケットの性格とかあるいは定義とかというものはいろいろと非常に多岐にわたっております。私もそれを正確に把握することは非常に困難に感じております。特に最近大きな問題となっておりますのは、外国資本によるスーパーマーケットが日本に進出する、こういうことであります。本日中小企業の団体の諸君が東京に集まりまして、特にこの問題を中心として論議が戦わされ、また決意の表明、さらには具体的な行動に移るというところになっております。まず第一に、今日外国の資本によるスーパーマーケットの日本進出についてどの程度通産省としてお聞きになってお聞きか、その具体的な内容についてお聞きしたいと思

います。

易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

昭和三十八年度通商産業省の施策に関する件の調査を進めます。政府側からの出席の方は、上林通商産業政務次官、樋詰中小企業庁長官、森口商務課長、秋山商業課長、今のところ以上でございます。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○松澤兼人君 いろいろと御都合があるようでございますが、ごく簡単に大きな問題だけお尋ねいたしまして、詳細についてはまた後日に譲りたいと思

います。

第一の問題は、最近いろいろ新聞で問題となっておりますスーパーマーケットに関する問題であります。スーパーマーケットの性格とかあるいは定義とかというものはいろいろと非常に多岐にわたっております。私もそれを正確に把握することは非常に困難に感じております。特に最近大きな問題となっておりますのは、外国資本によるスーパーマーケットが日本に進出する、こういうことであります。本日中小企業の団体の諸君が東京に集まりまして、特にこの問題を中心として論議が戦わされ、また決意の表明、さらには具体的な行動に移るというところになっております。まず第一に、今日外国の資本によるスーパーマーケットの日本進出についてどの程度通産省としてお聞きになってお聞きか、その具体的な内容についてお聞きしたいと思

います。

○政府委員(樋詰誠明君) 私どもが今

午の會議に付した案件

まで承知いたしておりますのは、住友商事株式会社とアメリカのセーフウェイストアというものが提携いたしました。昨年の暮、セーフウェイストア株式会社という八千万円の日本法人ができております。この会社は主としてミカンとかカキといったようなものの対米輸出というふうなものをするための日本における商品の仕入れというふうなことを主たる目的とし、住友商事株式会社が地方の小売商等に協力いたしまして、いわゆる寄り合い共同スーパー・マーケットを設立させる際に、いろいろこの共同スーパー・マーケットに対してアドバイス、いわゆるコンサルタントの役割を果たすというふうな計画を持っているというふうな調査の結果われは承知いたしておりますが、それ以外のところにおきましては、新聞に、二出たのもあるようでございますが、それにつきましては調べましたところでは、現在のところ日本と外国のスーパー・マーケットの提携といったような事実は今のところはまだございません。

○松澤兼人君 だいたいの話ですと、きわめて簡単でして、それによって小売商の方々がどの程度影響を受けるかというところは少しもわからないわけでありまして、それでは逆に大もとかえりまして、スーパー・マーケットの政府、中小企業庁で考えになつておられる特徴といえますか、あるいはその性格といえますか、どういふものをもつてスーパー・マーケットとされるかという点からひとつお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(種詰誠明君) スーパー・マーケットの定義につきましては、内

外非常にたくさんございまして、定説はないのでございますが、われわれもいたしましては、日本セルフ・サービス協会というところとつております定義というものを一応スーパー・マーケットの定義に考えるのが一番いいのじゃないかと思つております。それによりまして、単独経営のもとにセルフ・サービス方式を採用している総合食料品小売店であつて、年間の売り上げが一億円以上の店、そういうふうな規定されております。

○松澤兼人君 セルフ・サービス協会でそういう定義をいたしましたも、スーパー・マーケットの実態というものの少しも説明にならないと思つて、たとえば、多くのスーパー・マーケットでは、食料品だけじゃなくて、衣料であるとか、薬品であるとかいうものを取り扱つております。そうなりますと、その定義だけを政府として考へて、これに対処するということではできないと思つております。この点いかがですか。

○政府委員(種詰誠明君) 俗にスーパー・マーケットと申しますのは、主として食料品を扱つておるわけでございますが、そのほかに衣料品等を扱つておるというものもございまして、大体そういうものは普通スーパー・ストアと言つておられますが、小売商に与える影響等から申しますれば、スーパー・ストアもスーパー・マーケットも、これはそれぞれの商品については同じような脅威を与えるということになるかと存じます。しかし、これは申し上げるまでもございせんが、最近のいろいろな労働力需給面における良質の労働者の確保難といったようなことか

ら、できるだけ人手を少なくして、流通経費を安く、質のいいものを安く売ら。しかも、お客さんのほうからいへば、気持ちよく買えるといったような環境を作るといふ要請にこたえるものでございまして、大きな方向として、過剰サービスということを排しながら、できるだけ良質のものを安く売るといった方向は、まあ新しい需給構造の変化の流れに伴うひとつのあり方ではなからうか、そういうふうな考へております。

○松澤兼人君 確かに流通過程において革命的な変革が起こりつつある。それは私たちがよく承知しております。また、また労働力の不足からセルフ・サービスをする、あるいは自分で選択して自分でキャッシャーのところまで持つていく。消費者としてはそういう労を少しもいとものではないのです。そういうただセルフ・サービスという点だけを強調されれば、そういう結果にならぬと思ひます。しかし問題は、小売商業に与える影響というところで、安売りとか、あるいは定価を割つて売るとか、あるいはあるんじゃないか。多くの場合はスーパー・マーケットで買えば三割とか四割とか、あるいはそれ以上、普通市中の小売商から買うより安いというところにスーパー・マーケットとしての魅力があるわけであり、単にセルフ・サービスということだけならば、小売業者の方々もそれは問題にしないと思つてありまして、この点はスーパー・マーケットのセルフ・サービスというものを模範にして小売商のほうにも合理化とか近代化とかいうことが促進されれば、しかし普通定価あるいは市中の市価と

いうものをはるかに割つて商品販売しておるといふところに非常に大きな問題があると思つております。なるほどそれは安く仕入れられれば安く売れる。特にセルフ・サービスということであれば安くなることは当然でありまして、しかし一番問題になるのは、薬の安売りと具体的な問題を取り上げてみればよくわかると思つております。こういうことは、厚生省では、薬の定価というものは百錠入り百円ということに認めておるわけですが、それを五十五円とか六十円だということになれば、スーパー・マーケットの周辺はどうか、市中各方面から安い薬を求めに行くといふことになるわけであり、長官からはセルフ・サービスということを非常に強調されましたけれども、問題はやはりそういう普通定価といわれ

ております定価をはるかに割つて百円のものか五十五円とか六十円で売られておるといふところにやはり問題がある。そういう点はいかがですか。

○政府委員(種詰誠明君) 私、先ほどセルフ・サービスの特徴だけを申し上げましたが、先生の今御指摘のいわゆる安売りと申すことが、これは原価を割つて安売りを行ない、しかもそれが競争者というものを圧倒して、行く行くは自分がその市場を支配したいといふたようなことで行なわれる安売りでございまして、それは今さら申し上げるまでもなく、独占禁止法による不正取引でございまして、これは現行法のもとにおいても厳重にそれは取り締まる対象のものでございまして、しかし一般的にいわれるセルフ・サービスを行なつておられますスーパー・マーケットが安く売つておるといふ実

態を調べてみますと、今先生の御指摘にもございましたが、仕入れる方法等が、小売商のように少量を問屋から少しづつ買つてくるということではなくて、大量仕入れというふうなことで、あるいはメーカーから直接買つてくるというふうなことから仕入れ価格そのものが安く、これは決して値を割つて売つておるといふのではなくて、自分の買つてきた値段にやはり一割なり一割五分というマージンを加えて売つておるといふことになりまして、それは不正競争だといふ見地から取り上げるということには非常に無理じゃないか。そこで私は今一般の小売商の方々にもできるだけ協同組合でも

量仕入れをするというふうなことにして、まず、仕入れ値段を安くするといふことをなされたらどうですかといふようなことをやつておるわけでございます。もし定価、また販売価格といふものは、これは大体卸のマージン、あるいは小売のマージンといふものを加えたものが普通書かれていますと思ひますが、販売定価を割つて売つたということが、先ほど申し上げましたように、コストを割つて、しかもそれが競争者を圧倒するために、そういうことを一時的にやつておるんだ、行く行くは市場を支配するのだといふこととあれば問題でございまして、そうでなくて、自分の利益を少なくして、大量の薄利多売といふことをやるというふうなことになりますと、これを取り締まるのは、それだけの理由で取り締まるのはいかがか、むしろ小売商の方もそれに十分対抗できるようないろいろな防衛手段を整へて、そしてお客さんを目

二

分のほうに引きつけるという努力をすべきじゃないか、また政府としても、そういう努力を大いに助長して、中小企業の、特に小売商業における生産性の向上に尽くすべきじゃないかと考えております。

○松澤兼人君 私もまあ流通革命という点を考えてみれば、セルフ・サービスの店ができるということ、それにながらも反対しているものではない。特に消費者の立場から見れば、他の、合理的なコストを引き下げるといふことによつて、まあ公正な流通が新しくできるといふことに反対しているものではない。消費者の立場から言えば、安いものがない、こういうことになるわけです。しかし、今申しました薬の場合などは、これは薬の値段をきめるといふことは、厚生省の業務関係の仕事かもしれない。そういうことになる。厚生省は、まあ定価百錠入り百円というふうにきめておいて、それを五十五円で売るといふことは、それもお中小企業庁のほうとしてお認めになるということになると、どちらがほんとうであつて、どちらがほんとうでないかといふことを、消費者としては一応考える必要があると思ふ。どちらもほんとうだといふことになる、これはおかしいものになりやしないかと思ふ。定価なり、あるいはそういう公正な価格といふことが一番わかりやすい薬の例を今持ち出したわけなんですけれども、これは薬務行政といふことから考へてみれば、メーカー自身にも反省を求めなければならぬといふこともあります。これは薬務行政として考へてみれば、何とかしてもらわなければならぬ、こう思ひますけれども、中小

企業を専管する役所としては、一つの品物で品質が全く同一であるのに価格が二とおりあるといふこと、それを消費者としてはどう受け取つていいかといふことが問題だと思ふのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(種詰誠明君) 薬の販売価格の件につきましては、私も正確にはまだ研究しておりませんが、一時神戸のほうで、ある店が非常に薬の安売りをしたといふことで、公正取引委員会がその店についていろいろ調べたことがあつたのでございまして、そのときは、結局それはメーカーの出し値を割つていないといふことで、一般消費者にとつて、メーカーの出し値プラス一割なり一割五分なりの価格で直接消費者に売るといふことは、これは不正な競争ではないといふので、結局、調べたけれども、消費者大衆の利益のために薬の安売りを禁止すべき理由を認めないといふことで、結局不問にされたと思ふ。結局調べたけれども、結果はおかまいなしといふことになつたといふふうにも聞いております。もちろん薬といふものは、これがあつた店では百円、ある店では六十円といふふうにはばらばらであるといふことは、これは好ましくないことと存じますが、しかし、消費者のほうの立場から申しますれば、できるだけ安く売れるものならば安く買いたい、またわれわれ自身も自分の売つておる商品以外のものについては、同時に消費者の立場にも立つておるわけでございますので、消費者保護という観点、それがまず第一に取上げらるべきであり、またその消費者保護という立場から、当該商品

販売人の非常な苦境との調整をどの点で見出すかといふことが、政府関係のもの心すべきことではないかと、こゝろに考へておられますが、いづれにいたしましても、たまたまある店よりも安く売つておつたといふことだけでは、その行為自体を取り上げて不当ならぬことはできないのじゃないか。くどいようでありますが、これがいわゆる赤字販売をやつて、おとり販売といふようなことをやつて全部自分のほうに引きつけるといふことは、これは不正競争であると存じますが、そればかりは個々のケースについて調べました上で、そういう事実があれば嚴重に取り締まつていきたい、こゝろに考へておられます。

○上原正吉君 たいだいま松澤委員の御質問の中に薬が出てきましたので、私が薬の商売をやつておるから、御参考までに実情を申し上げたいと思ひます。薬の値段は非常にまちまちで世間のいろいろ批判を受けておりますことは御承知のとおりでございます。これはあまり芳ばしくないからもう少し何とか整つた形にしようじゃないかといふことで、厚生省当局とわれわれといろいろ今相談中でございます。しかし物の定価といふものは、みんなこれはメーカーが勝手につけたものでございまして、これは薬に限らず、書籍でも、レコードでも、雑誌でも、万年筆でも、何でも定価といふものがあるものはすべてメーカーが勝手につけたものでございまして、たまたま薬はメーカーが勝手につけた値段と実際の御売価格との間に非常な開きがあるもので

すから、これは非常な競争の結果そのなつたものです。それでですから、常識をはずれた割り引きをするといふような販売店が現われた。しかし、今種詰長官がおつしやるように、どれほど安く売つても決して原価が切れるといふようなことがないといふのが実情でございます。しかもそういう御値でおるさういふところの問題があるといふので、これはあまり芳ばしくないじゃないかといふことで、業者と厚生省当局と今相談中なものでございまして、業界で一番困難なのは、普通のレコードとか、書籍、酒とかいろいろあります。酒もこのごろ自由になりましたけれども、そのほかいろいろあります。まあ電器器具なんかも勝手な値段がついておる。洗濯機にしても、ミシンにしても、みんなメーカーが勝手につけた定価がついて、これらが割り引き販売が現にされておるが、これは利益が非常に少ないといふので、メーカー同士の価格協定、メーカー同士の庫出し価格協定が——これは独占禁止法違反になると思ふのですが、これが割合簡単に暗黙のうちにてきて守られておる。それはメーカーが比較的強大なものであるからである。ところが、薬のメーカーといふものは、強大なものから実に零細なものまで、まあ薬局の片隅で作るものまでありますので、そういう内部の事情からめちやくちやな競争が行なわれる、その競争に相当大きなメーカーが巻き込まれる、こゝろの結果になるわけですが、業界の内部に包蔵しておるその弱点がそういう形をとつたままに現われた。こゝろに御理解願うのが一番近

道じゃないか。またそれが實際なわけですが、それがために洗濯機だとか、レコードとか蓄音機、ラジオとか、こゝろのものに比べて定価と実際の価格が非常な開きが出てくる。これをひきつらぬか、これを御理解の上で御批判あるいは御討論いただきたい、こゝろに御理解願うのが一番近

○松澤兼人君 先ほどの長官のお話を聞いておると、結局消費者は同一の品質であるならば安いほうへいく、だからまあ価格が不当に——不当にといふのは、原価を割つて売つておるのではない限り、これは取り締まりの方法がないといふことであります。現在小売商の方々がスーパー・マーケットに対して——かつては生活協同組合、百貨店といふことが当面の相手方でありましたが、新規にこゝろにスーパー・マーケットといふものが進出してきて、さらに外国商品が入つてくる、こゝろに非常な心配している。現下緊急の問題に対しては何らの手も打てないのか。まあお互いに小売商は共同仕入れして安く売つたらどうか、こゝろにお話でありますけれども、それは中小企業庁としても、策がないと、こゝろにわれわれが申上げておる仕方がないのじゃないかと思ひますけれども、これに対して妙手がありますか、何か打つべき手が。○政府委員(種詰誠明君) 消費者の利益を擁護するといふことが一番まず先に考へられるべきであるといふことは申し上げましたが、しかし同時に、いわゆる大企業、特に外国資本の入つたような大企業といふのが小売業界にまで出てきて、こゝろに小売商を圧迫し

ながら安売りというところまでは歓迎する必要はない。われわれも、われわれとしては、先ほども申し上げましたように、たとえば住友商事とアメリカのセーフウェイ・ストアとの合併による会社が、自分で全国各地に直営のスーパー・マーケットを持ちたいといったような意向を持っているというのを聞いて、日本商品を買ってアメリカに売って、日本商品をアメリカのために集荷機関を作ったり、あるいは国内の中小企業者を大いに援助するというこのため、大企業が協力してくれるということであるならば望ましいけれども、ここまで手を伸ばすということは遠慮してほしいという指導を行なってきたわけであり、その結果、一語話も具体化してありません。セーフウェイ・ストアにつきましては、先ほども申し上げましたように、全国各地で、各地の小売業者が寄り合つて共同のひとつスーパーマーケットを作ろうという際に、住友商事が大買入れをした商品をおこのスーパー・マーケットに納めて、そうしてできるだけ安い品物を売ってもらおうという格好で、いわゆるまあ物品納入業者となり、あるいはセーフウェイ・ストア株式会社という、先ほどできた会社がございますが、それがこの個々の小売商の集まりである共同スーパー・マーケットに自分たちの経験を生かしてコンサルタントとしていろいろな経営上のアドバイスを、大体こういう格好で、主として国内においては活動をいたしたいというふうな計画を大きく変更して参つておる。なお、若手東西一、二カ所程度直営の店を持ちたいといったような希望が必ず

しもなくなつたというところまではいつておられませんけれども、われわれといたしましては、できるだけ大企業が出てくるというよりはひとつ遠慮してもらいたいということ、今後とも強力に指導していきたいと思つています。なお、この住友商事以外の大企業等につきましても、特にいろいろ関西の有力な貿易商社といったような方々の中に、直営のスーパー・マーケットを経営したいといったような気持を持つておられるというふうな方々もあるやうに聞き及びましたので、実は本日も企業局の次長が関西のほうに参りまして、関西のそういう有力な商社というふうな方々に直接こういう小売商に脅威を与えようといったような進出の仕方は遠慮してもらいたいということ、現地に行政指導にも出かけておりますし、われわれは通産省の中におきまして、企業局と中小企業庁と相協力いたしまして、大企業が小売りの段階にまで急激に出てくるということによつて、小売商の生活そのものまで非常に脅かされるというふうな事態はできるだけ避けるという方向で、できる最大の努力を役所として傾注していきたいと考えております。

○松澤兼人君 住友・セーフウェイとの関係は、今長官のお話になりましたことでは了解できません。しかし末端の販売店を設けるか設けないかということについてはまだ明確でないのであります。現在の段階も行政指導でそういうことをしてもらわないようにという指導はできるかもしれませんが、今新聞に載つておりますセーフウェイと住友の合併で末端地域にそういうアメリカ方式のセーフウェイの形のスーパー・マーケットができたという事実と、それを禁止するという法律上の根拠というものがございますか。

○政府委員(種詰誠明君) スーパー・マーケットができたということも禁止する法律はございません。ただその外者によって営まれるというべきものであつて、地元の小売商との間に紛争を生じたというときに、御承知のやうに、小売商業調整法によりまして、県知事のあつせん、あるいは調停委員会による調停ということが行なわれ、それでもきかれない場合には、県知事の申し出によりまして、通産大臣がその紛争を解決すべくあつせんをするという建前になっております。

○松澤兼人君 それは現実に紛争が起つた場合でして、起る前に起らないよう行政指導をするということ、私はできないと思つております。そこで問題は、従来からいろいろ中小企業団体組織法だとか、それから小売商業調整法だとかある上に、今度はまた中小企業基本法というものが出るといふこととあります。私たち社会党の中で、百貨店法を改正してスーパー・マーケットに対する規制をやつたらどうかというのを考えているわけなんですけれども、何か現行の法律を少し改正する、あるいは中小企業基本法の中で、二カ条これを挿入して、ということによつて不当に乱売するやうな——不当という言葉は問題がありますが、長官は不当じゃないというふうな——われわれは少なくとも小売商の営業なり生活なりというものを著しく圧迫するものは、これは不当な乱売だ

と、こう思いますけれども、かりに不当に安く売るといふような場合に對する規制をすることができないかどうか。こういう点についてはいかがですか。

○政府委員(種詰誠明君) 先ほどのまづ紛争の問題でございますが、確かにこれは紛争が起つた上でないといふ法ではあつせんなり調停なりというものはあつせんという存続します。しかしその紛争は店ができて販売を始めてから初めて起るのじゃなくて、店を始めるといふことで地元が騒ぐこと自体は困るといふことで地元の騒ぐこと自体は困るといふことで紛争だと解してありますので、店ができてからでないといふせん調停には入れないといふふうには解釈してはおりません。今のセーフウェイなんかの場合も、これは正式に小売商業調整法が出たわけではございませんが、まさにこれは紛争の一つの形態ではなからうかといふふうに解しておるわけでございます。

それから百貨店法のもの、スーパー・マーケット規制のためにも設けたらどうかといふお話でございますが、これも釈迦に説法で申し上げるまでもないと思つて存続しますが、百貨店法といふやうなもの半面ひっくり返してみますと、既存の百貨店の保護法といふやうな格好になつてゐる面も多分にあるわけでございます。ただいま産業合理化審議会の流通部会におきまして、今後の流通部門といふものはどういふうにあるべきかといふことの検討をしていただいております。大体この流通部会全体の結論が出ますのは少し先になるかと思つて、とりあえずできるだけ早く、まづ先にこの小売商業問題を取り上げていただきたいというふうにお願ひしてございまして、今小売商業に關するいろいろのデータ等も役所で集めておるところでございます。まあ五月ごろには何とかできたら結論を出していただけないかといふことを目標に、われわれもいたしまして資料の収集その他を現在やつておるわけでございますが、その結論を待つた上で所要の対策を講じたい、こう存じております。これは申し上げるまでもなく、先ほど来申し上げておりますやうに、消費者の利益ということと小売商業の保護ということの調和をどこに見出すかといふ非常にむずかしい問題等含んでおりますために、できるだけ慎重に、慎重といふことはこれは文字どおり慎重でありまして、いいということになれば、これは適当な措置をとらなければならぬ、こう思つて、今の段階において直ちに法規制をすべきであるといふところまで役所としては踏み切つておらないというのが現状でございます。

なお、近く国会で御審議願ひしたいと思つております中小企業基本法におきましても、この第十九条に、中小企業者以外のもの事業活動によりまして中小企業者の利益の不当な侵害を防止するといふ言葉がございまして、その場合には必要な措置をとるといふことになつております。われわれも、ちるん基本法でございまして、これですぐ基本法に基づいてどういふことではございませぬが、この中小企業者の憲法ともいふべき基本法に基づきまして、今の流通部会の結論等々待ちまして、必要があれば所要の立法を講じまして、先生の御心配のよう

ことのないように、消費者も利便をこ
うむりながら、小売商も逐次内部を合
理化してつばに今後やっていけるよ
うに努力していきたくて考えておりま
す。

○松澤兼人君 スーパー・マーケット
の問題及び中小企業の問題、これはい
くら議論してもなかなか終局に達しな
い。もつとも適切な結論を出すとい
うことは困難であります。前にも団体組
織法の問題が審議されましたときに私
も言ったのですが、結局日本の中小企
業の特徴の一つというものは、川の流
れてくる源はちつとも押えないで、そ
れでどんどん中小企業者はふえてい
く。そういうことで過当競争だとか乱
売だとかいう問題が起こってくる。こ
れを規制するということは中小企業者
の中にしばしば議論が起こっている
ところですれば、営業の自由とか、
いろいろ憲法違反になるおそれがある
ということ、今日までそういう方向
に踏み切っていないわけですから、そ
れですから源をそのままにほつとて、い
つまで下のほうだけじつとみてても
なかなか解決がつかない、そういうこ
とはよくわかりますし、それからもう一
つは、このセルフ・サービスとかある
いはスーパー・マーケットといふもの
は全然新たな営業の形態でして、これ
に対処するだけの政治的な思想の統一
というものも十分できておりません。
われわれ社会党の立場から言いますと
も、小売業者の利益を守らなければな
らないし、消費者の利益を守らなけれ
ばならぬ、やはり今長官が苦しい立場の
一端を披露されましたと同じように、私
たちもやはり両者が両立できるようにな

方向を探すのに苦しんでいるという状
態であります。したがって法律を幾ら
作っても、こういうふうな新しい形態
の企業なり、営業なりというものが出
てくると、法律が現実には追いついて
いかぬという事になります。ですから
私たちは野党であるという立場もあ
りますし、多少は理想的なものであつ
ても、先に進んだものを考えよう、こ
う思っているわけなんです。この通常
国会におきまして、中小企業基本法
が出て参りましたときに十分その点を
考慮しながら議論をいたしたい、こう
考えております。

そこで問題は、今長官の言われまし
たように、もうしばらく様子を見てか
らというところらしいのであります。し
ども、どうも中小企業者の立場とい
うものが、そういういろいろ法的根拠の
問題などでちゅうちょされてきている点
が見られますが、何とかしてここで一
つ小売商業の利益を守るために、新し
い形態の流通の革命といいますが、そ
れに即応するような態勢を十分に対立
していただきたい。とりあえずはス
ーパー・マーケットの実態を十分に把握
し、これに対処するような措置を講じ
てもらいたい。

そこで御注文ですけれども、ス
ーパー・マーケットあるいはセルフ・サー
ビス業の実態なりあるいはその傾向な
りを資料として委員にお配りを願いた
い、これが第一点であります。

それからもしできるならば、これは
政府の立場に立つておられるとなか
かむずかしいと思えますけれども、一
応議論の過程におきまして、現行法で
スー・パー・マーケットなり、あるいは
またセルフ・サービスの巨大なスト

アーを規制する場合に、どのような改
正をすれば、多少ともその効果を上げ
ることができるといふ、そういう可
能性なりあるいは見通しなりにつ
いて、この次の機会に、最も簡単であ
つて、しかも可能性の比較的多い、そ
ういう法的措置、立法上の措置ですか、
それを御示し願いたいという事を御
希望申し上げまして、きょうは小売商
業の方々がたくさん集まっておられ
る人たちの要望にもこたえらるる
措置を講じてもらいたいと思つて、一
応本日この質問はこの程度で打ち切つ
ておきたいと思つております。

○政府委員(種詰誠明君) 先生の今御
要求になりました第一点の資料の点で
ございまして、これは現在われわれの
ほうに集まつております資料をできる
だけすみやかにお手元まで提出いたし
ます。大体どの程度スーパー・マー
ケットがあるか、外国ではどういふ
うになつていっているかというふうな
例も含めて、一応調べたのがございま
すので差し上げます。

それから第二のほうの点でございま
すが、これは現行法をどの程度の手直
しをしたら必要最小限度の規制が可能
かということでございますが、これは
先ほど申し上げましたように、消費者
と小売商という二つの面に対して忠
らんとすれば孝ならずで、われわれも
非常にむずかしいシレンマにいろいろ
陥つていられるわけでございます。将来
におきまして、いつも大臣にもどう
いうふうな御相談申し上げてい
ますが、まだ通産省全体として、

じゃ、こりいぐべきだといったような
結論の出ないことは先ほどのとおりで
ございまして。そこでまだその結論が
出ない先、こりいぐればこうなる
のだというふうな、先生も今政府とし
てはむずかしいかろうというお話だ
つたのでございまして、こりいぐよう
な改訂を出したいという第一の第
二の点は、この次までとおっしゃられ
ても、ちよつとまだわれわれかしこま
りましたということを持つて、
は、とてもなかつたことを持つて、
常にむずかしいと思つて、大臣の御
決断をいただくにも、まだわれわれ
十分の補佐を尽しているとは申し上
げられませんが、あとのほうの問題
は、いろいろ資料等をごらん願いまし
て、今後の審議過程等を通じまして、
さらにわれわれのほうも勉強いたしま
すが、この次までということ、第二
の点だけについては何とか御諒恕いた
だけないかと存じます。

○松澤兼人君 私は政府の立場として
はお困りだらうと申し上げましたが、
陰の話でもいいです。どこが一番可能
かというふうなことをちよつと伺いた
い。それもできないとおっしゃれば仕
方ありません。そこで長官にちよつと
念を押しておきたいのですが、衆議院
の商工委員会で社会党の北山君が質問
したのは調整法のようなものを考えた
いというところをおっしゃつてい
ますが、長官はその席におられまし
たか、どういふ内容でございませ
か、○政府委員(種詰誠明君) 私ちよつと
その委員会には出ておりませんので、
あつたから伺つたわけでございます
が、大臣はいろいろ調べたあとで、

やはりどうしても何らかの調整法が必
要である、あるいは現在の小売商業調
整法を改正しなければならぬという
場合には、なおそれでも調整的な規定
は置かないとは申し上げませんとい
う意味でおっしゃつたので、今まだ成案
もないし、こりいぐような改訂の
のだというふうにおっしゃつたのでは
ないというふうな、そのとき、その席
に出ておつた者から聞いております。

○奥むめ君 長官に伺いますが、た
だ安いというだけでなしに、品質の問
題があると思つて、このごろのよう
に各種のストアができますと、品質の
悪い物もずいぶんはらんしてござ
います。食料品といわず、菓子類とい
わす、薬もそうだと思いますが、品質
の問題で調べたデータというの
もありませんかと思つて、それを
ちよつと伺いたい。

○政府委員(種詰誠明君) この店
で、どういふ悪い商品を買つておつ
たかといふ調査は、実は私具体的に
持つておりません。ただ今先生も御指
摘になりましたが、私の先ほど来の御
説明がはなはだ不十分で、不十分
だったと思つて、消費者の気持は
できるだけいい品質の物を安く、しか
も気持ちよく買いたいということ、
かろうか、こりいぐことで、これも余
談でございますが、たとえば大メ
ーカーが、たとえば住友が役所にこの
説明に来ましたときに、いやしくも住
友が大いに応援しているところ
で悪い品物を売つたというふうなこ
とでは、全体ののれんにもかかりま
すので、私のとえらでは変な安売りとい
うことは絶対いたしません。ただ、い
い品物を納めてほんとうに消費者に喜

んでいただくような商売をしたいというふうには思っています。これは現実におつたわけでありまして。これは現実今後の動きを監視していきたいと思ひますが、われわれといたしましては、消費者の利益ということは先生の御指摘のとおり、品質と値段両方相対して初めて保護になるのだらうと、こういうふうに思っています。そういう点で今後十分に自分自身を戒めながらやっけていきたいと思います。

○奥むめ君 これらの店は仕入れが、今までの仕入れと違つた生産過程を経て、そうして安く卸せるようなものがたくさん出てきている。それは品質でどこか手かげんしなければ安く売れないんですから。私あるデパートの社長から聞いたのですけれども、ディスプレイ・ハウスへ入れる店から、今までは関係しなかったけれどもとってみると、大へん安く入るものですねといつて驚いていた。それはどこか品質が悪い。私どもは、現に消費者が買つていて、ああいう店のものは多く悪い。悪いものを承知で買わなければいけないと言つておられますね。それからもう一つは、大メーカーがそこへ卸しますね、同じように。ところがそれに別のマークをつけると言つておられます。大メーカーがディスプレイ・ハウスなりあるいはスーパーなりに卸すときには別のマークをつけないで卸しておりますよ、またマークをつけておられますものもござります。これは何のためにそれが要か、われわれが働きますと、やっぱり品質に、自分の本店の責任の持てないものを流しているんじゃないか、こう思いますが、そういう御調査できていますか。

○政府委員(種詰説明君) まだ今のお話のような資料はできておりませんが、現在調査するということでは、流通部会の資料として企業局のほうで準備を進めておる段階でございます。

○奥むめ君 いつごろできますか。

○政府委員(種詰説明君) 三、四月ごろにはそういう調査をまとめ上げたいと思ひます。

○奥むめ君 今度通産省で、織維関係で何か調査する人を民間からお集めになるように聞いておりますがね。一般にそういう問題は、民間の買物をする人から実情をお聞きになる、そういう方法をお考えになっていませんんのか。

○政府委員(種詰説明君) 流通関係一般は企業局で所管しているわけですが、そこで各商品の品質管理のためにモニター制度をしまして、広く一般の方々からいろいろ品質についての御意見等伺つて行政に反映させるという制度を、三十八年度から全商品についてとることとして、準備を今進めております。

○奥むめ君 私、それを伺っているのじゃなくて、スーパーマーケットとかいろいろ新しいストアについて、一般の消費者がどういふふうか受けているか、買物をしてどういふふうか考へているかというのを、これは中小企業の問題でもあり、またスーパーの問題でもあり、こういういろいろなことをモニター制度なりその他によりまして率直な、素朴な意見を聞くという御予定をお立てになつたらいかかという事なんです。あるか、ないか……。

○政府委員(種詰説明君) 日本商工会議所におきまして、最近の非常な、スーパー・マーケットがあちこちでできて問題になっておられますので、今、先生の御指摘のような人——関係者の意見、特に買物に来るといふ方々の意見を取り入れて、今度、商工会議所全体としてもどういふふうかそれを考えるべきかという調査を三十八年度からやるという事で、中小企業庁もそれに協力して、できるだけ国民の広い消費者各層のなまの声を反映させていただき、それに基づいて今後施策をするという事で、商工会議所と中小企業庁で協力してやるという準備を今いたしておりまして、三十八年度からしたいと思つております。

○委員長(赤間文三君) ほかに御質問ございませんか。あらかじめ申し込んでなくてもいつころございますか、長官お持ちし、政務次官がおられますから、もし御質問があるなら——。ほかに御発言もなければ、本日はこの程度にとどめまして、本日はこれで散会をいたします。

午前十一時二十六分散会

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

プラント類輸出促進臨時措置法の

一部を改正する法律

プラント類輸出促進臨時措置法(昭和三十四年法律五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「支払義務」を「支払、機械又は装置の取替その他の必要な措置を講ずる義務」に、「違約金を支払い又は当該違約金の支払に代えて機械若しくは」を「違約金の支払、機械又は」に改める。

第四条中「違約金の支払限度額」を「第一条第六項の義務の履行のための負担の限度額」に改める。

附則第三項中「昭和三十八年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五條の八中「二百四十五人」を「二百五十一人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

第九部

商工委員会會議錄第五号

昭和三十八年二月七日

【參議院】

昭和三十八年二月十一日印刷

昭和三十八年二月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局